

年管管発 1001 第 2 号  
令和 2 年 10 月 1 日

日本年金機構年金給付事業部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長  
(公 印 省 略)

厚生年金保険法及び国民年金法に基づく給付と損害賠償額  
との調整に用いる基準生活費について

厚生年金保険法及び国民年金法に基づく給付と損害賠償額との調整については、「厚生年金保険法及び国民年金法に基づく給付と損害賠償額との調整の取扱いについて」（平成 27 年 9 月 30 日年管管発 0930 第 6 号）により取り扱うこととなっているところである。

その際に用いる基準生活費については、総務省統計局から発表される「家計調査」による「世帯人員別 1 世帯当たり 1 か月間の収入と支出（全国・二人以上の世帯）」及び「1 世帯当たり 1 か月間の収入と支出（単身世帯）」の世帯人員別に応じた 1 か月の消費支出額とされているところ、令和元年の数値に基づき、下記のとおり基準生活費を通知するので遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、この数値を用いて調整を行うのは、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に給付事故が発生したものとする。

記

世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人以上
基準生活費	163,781 円	256,632 円	303,763 円	338,650 円	344,599 円	341,792 円